

北部大阪都市計画東太田四丁目地区地区計画

1. 地区計画の方針

名 称	東太田四丁目地区地区計画	
位 置	茨木市東太田四丁目地内	
面 積	約 2.7ha	
区域 の整 備・ 開 発及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>当地区は、茨木市の中心市街地の北東約3kmに位置し、京阪神間の主要幹線道路である国道171号に近接し、道路交通の便に優れており、周辺には企業所有地が集積する地域である。近年は、住宅化が進みつつある地域にある。</p> <p>このような状況下で、市街地開発計画が進められている当該地において、地区計画を定めることにより、建築物の用途等の制限を行い、ゆとりとるおいのある住環境の形成と保全を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>地区全体を、良好な低層住宅地として計画的な開発を誘導し、まちなみ景観に配慮したゆとりのある住環境の形成と保全を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区内の交通の円滑な処理と、低層住宅地としての土地利用の骨格となる道路を、周辺の既存道路との連絡を考慮して配置する。また、地域住民のコミュニティ拠点として公園を配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の用途、規模、壁面の位置等の制限を行うことにより、良好な居住環境の形成を図る。</p>

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」

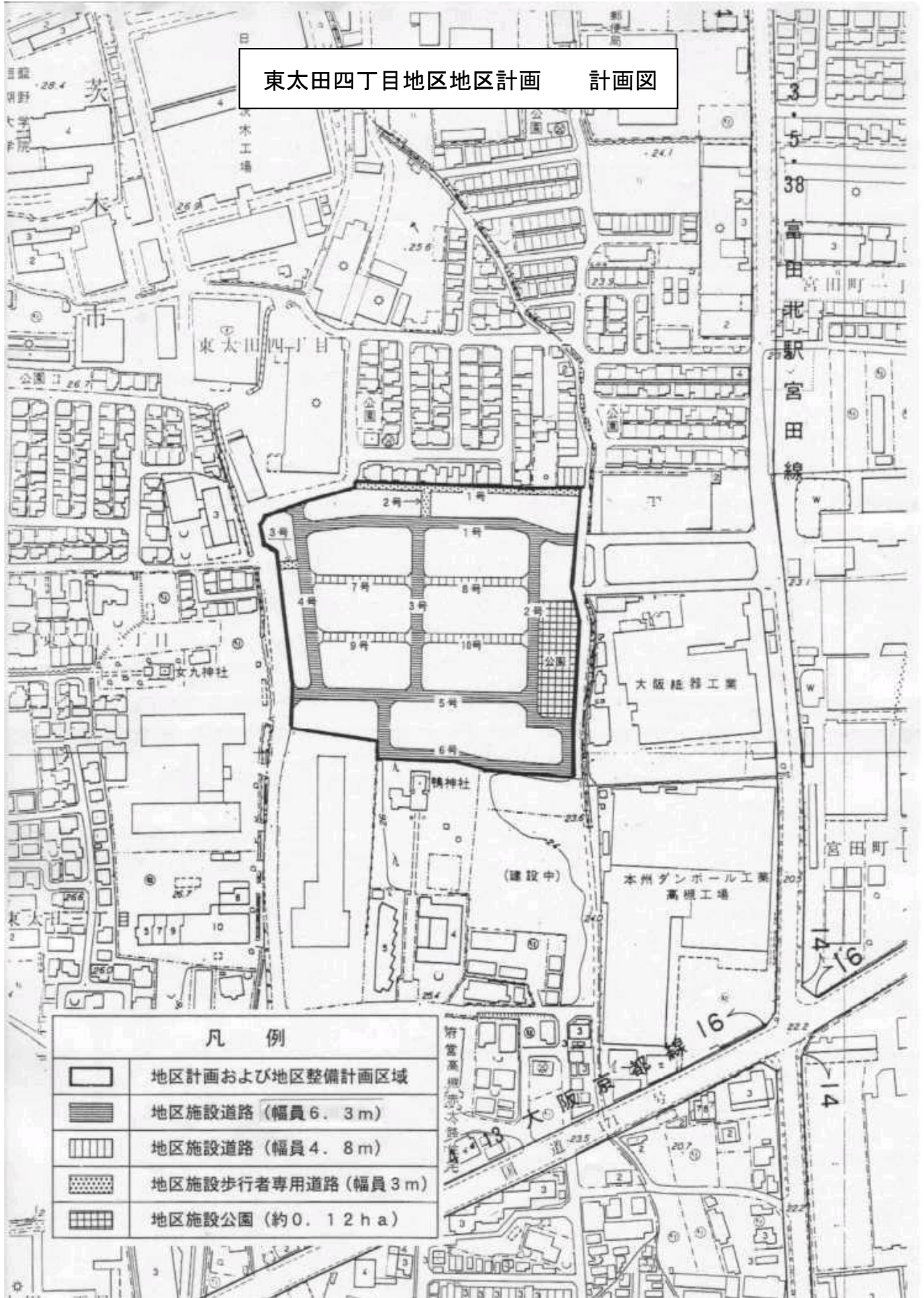
2. 地区整備計画

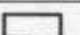

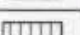
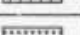

地区 整備 計画	地区施設の配置 及び規模	<p>1. 道路</p> <p>1号 幅員6.3m 延長 約165m 2号 幅員6.3m 延長 約100m 3号 幅員6.3m 延長 約100m 4号 幅員6.3m 延長 約115m 5号 幅員6.3m 延長 約160m 6号 幅員6.3m 延長 約200m 7号 幅員4.8m 延長 約 60m 8号 幅員4.8m 延長 約 60m 9号 幅員4.8m 延長 約 55m 9号 幅員4.8m 延長 約 60m</p> <p>2. 歩行者専用道路</p> <p>1号 幅員3.0m 延長 約125m 2号 幅員3.0m 延長 約 15m 3号 幅員3.0m 延長 約 10m</p> <p>3. 公園 面積約0.12ha</p>
	建築物等の 用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3に掲げるもの。</p> <p>(3) 診療所</p> <p>(4) 集会所</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの。ただし、建築基準法施行令第130条の5に掲げるものを除く。</p>
	壁面の位置の 制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は0.5m以上とする。ただし、建築基準法施行令第135条の21に掲げるもの又は自動車車庫については、この限りでない。</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	120㎡
建築物の高さの最高限度	10m	

「地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

注) 当該計画は告示時点(平成26年10月31日(市告第314号))時点の法令に基づいています。令和元年10月25日以降、「建築基準法施行令第135条の21」とあるのは「建築基準法施行令第135条の22」とします。

東太田四丁目地区地区計画 計画図



凡 例	
	地区計画および地区整備計画区域
	地区施設道路 (幅員 6.3 m)
	地区施設道路 (幅員 4.8 m)
	地区施設歩行者専用道路 (幅員 3 m)
	地区施設公園 (約 0.12 ha)